

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																	
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）						
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は教育委員会で希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2.（2）に記入してください。）		
(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	(1) 就学援助制度の申請書の配布方法	(2) キの内容																					
該当団体数	15	15	15	15	0	14	10	1	13	13	9	2	1	1	1	6	13	5	1	0	0	0	2	2
富山県	富山市	教育委員会学校教育課	076-443-2134	gakkoukyoiku-01@city.toyama.lg.jp	https://www.city.toyama.toyama.jp/kyoikuinkai/gakkoukyoiku/gakuyohinnadonoenjo.html	○	○		○	○	○						○							
富山県	高岡市	高岡市教育委員会事務局学校教育課	0766-20-1451	school@city.takaoka.lg.jp	https://www.city.takaoka.toyama.jp/	○	○		○	○	○	○						○	○					
富山県	魚津市	魚津市教育委員会学校教育課	0765-23-1044	school@city.uozu.lg.jp	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=90&topkb=D	○	○		○	○								○	○					教育委員会に来庁され申請書を希望された方には、その場で申請書を渡している。
富山県	氷見市	氷見市教育委員会事務局学校教育課	0766-74-8213	gakkoukyoiku@city.himi.lg.jp	http://www.city.himi.toyama.jp	○	○		○	○	○	○	○					○						
富山県	滑川市	滑川市教育委員会 学務課	076-475-2111	gakumu@city.namerikawa.lg.jp	https://www.city.namerikawa.toyama.jp/ku-rashi/4/1/2440.html	○	○		○	○	○							○	○					市のHP上に申請書の様式を掲載している。
富山県	黒部市	黒部市教育委員会学校教育課	0765-54-2701	gakogako@city.kurobe.toyama.jp	http://www.city.kurobe.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=1000	○	○		○	○								○						
富山県	砺波市	教育委員会教育総務課	0763-82-1903	kyoso@city.tonami.lg.jp	http://www.city.tonami.toyama.jp	○			○	○	○							○						
富山県	小矢部市	教育委員会教育総務課	0766-67-1760	ksoumu@city.oyabe.lg.jp	http://www.city.oyabe.toyama.jp/soshiki/kyoikuinkai/kyoikusoumuka/shougakukin/1496305794694.html	○	○		○	○								○						
富山県	南砺市	南砺市教育委員会教育部教育総務課	0763-23-2012	kyoikusomuka@city.nanto.lg.jp	http://www.city.nanto.toyama.jp						○							○						
富山県	射水市	射水市教育委員会学校教育課	0766-51-6635	gakkou@city.imizu.lg.jp	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svguidedt.aspx?servno=746	○			○	○								○						・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語（英語、ポルトガル語、ウルドゥー語、中国語、タガログ語）のお知らせ及び外国語（英語）の申請書を作成 ・入学時及び進級時には、毎年学校から全ての児童の保護者に対してお知らせを配布
富山県	舟橋村	教育委員会	076-464-1121	info@vill.funahashi.toyama.jp	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide/08_1.html	○					○							○						
富山県	上市町	上市町教育委員会 学校教育班	076-472-1111	k.gakkou@town.kamiichi.toyama.jp	http://www.town.kamiichi.toyama.jp/	○			○	○	○							○						
富山県	立山町	立山町教育委員会 教育課 学校教育係	076-462-9981	kyoiku@town.tateyama.toyama.jp	http://www.town.tateyama.toyama.jp/pub/	○	○		○	○	○							○						
富山県	入善町	教育委員会事務局 学校教育係	0765-72-3854	kyoikuinkai@town.nyuzen.toyama.jp	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gakko/kyoiku/shugakuenjo/index.html/	○	○		○	○	○							○						
富山県	朝日町	教育委員会事務局 学校教育係	0765-83-1100	kyoui@int.town.asahi.toyama.jp	http://www.town.asahi.toyama.jp/soshiki/kyoiku/1449206326507.html	○	○		○	○								○	○					就学時健診の際に保護者へ制度の書類を配布 ・カラー用紙へ印刷 ・文面とは異なるフォントの使用や太字に加工する ・援助対象となる世帯例の記載、等

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率														
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																		(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度							
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して一定の係数を掛	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)					係数(倍率)倍	目安額(年額)万円					
																				課税所得等の分類	年	月	万円													
該当団体数	15	12	11	10	6	7	11	1	4	6	6	4	3	5	4	2	2	11	0	1	15	15	15	15	15	0	0	3	1	15	15					
富山県	富山市	○														○					1.2	その他		29	3	329							課税所得で判定しているが、障害年金、遺族年金、児童扶養手当の金額も所得に含めて計算している。 また、前年度の生活保護基準で否認定の場合、再度、H25.4に使用していた基準(生活保護基準切り下げ前の基準)で再度審査している。	10%未満	10%未満	
富山県	高岡市	○	○	○			○														1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	335								10%未満	10%未満	
富山県	魚津市																				1.2	総所得(諸控除前)		24	12	350									10%未満	10%未満
富山県	水見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他		24	4	295	所得税法上の合計所得金額に非課税収入額を足したもの	保護者死亡、離婚等家庭事情の急変した者						10%未満	10%未満	
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	305									10%未満	10%未満
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	257									10%未満	10%未満
富山県	砺波市	○	○	○			○														1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	300									10%未満	10%未満
富山県	小矢部市	○	○	○			○														1.5	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	468									10%未満	15%未満
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	254									10%未満	10%未満
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	300									5%未満	5%未満
富山県	舟橋村																				1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	360									5%未満	5%未満
富山県	上市町	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	240									10%未満	10%未満
富山県	立山町	○	○				○														1.2	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	300									10%未満	5%未満
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○			○	○										1	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額		24	12	250									10%未満	10%未満
富山県	朝日町															○					1.2	課税所得		30	4	281	課税所得証明書より、世帯の総所得額が生活保護基準額の1.20倍以下である世帯を認定している。							10%未満	10%未満	

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																																				
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
①都道府県	②市町村名	学用品費																		新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費						(2) 補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	15	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	15	15	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0	4	5	1	2	2	2	0	0	0	12	
富山県	富山市							○	11,420							○	40,600										○	9,140										
富山県	高岡市							○	15,220							○	40,600		○	141,740							○	13,000										
富山県	魚津市							○	11,420							○	40,600										○	8,871										
富山県	氷見市							○	11,420							○	40,600					○	39,290	0														
富山県	滑川市							○	11,420							○	40,600																					
富山県	黒部市							○	11,420							○	40,600																					
富山県	砺波市							○	11,420							○	40,600																					
富山県	小矢部市							○	11,420							○	40,600																					
富山県	南砺市							○	11,420							○	40,600																					
富山県	射水市																																					
富山県	舟橋村							○	11,420							○	40,600																					
富山県	上市町							○	11,420							○	40,600																					
富山県	立山町							○	16,500							○	40,600																					
富山県	入善町							○	11,420							○	40,600		○	0								○	4,000									
富山県	朝日町							○	11,420							○	40,600																					

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																												② 補足事項								
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	15	0	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0	0	15	15	0	3	3	0	1	1	1	0	0	0	4	5	1	11	11	11	0	0	0	11		
富山県	富山市						○	22,320							○	47,400																						
富山県	高岡市						○	22,320							○	47,400		○	141740								○	65000									学用品費の額は、2年生～3年生が対象	
富山県	魚津市						○	22,320							○	47,400		○	24900								○	67776									支給平均額：通学費・修学旅行費はH29年度の実績額、それ以外の費目はH30年度の執行見込額。	
富山県	氷見市						○	22,320							○	47,400					○	79410	0														通学費支給平均額：実績なし	
富山県	滑川市						○	22,320							○	47,400																					・実費、上限額支給の平均額は、平成30年度予算計上単価を記入 ・学用品費は2～3年の支給額、対象学年の割合は74%	
富山県	黒部市						○	22,320							○	47,400																						
富山県	砺波市						○	22,320							○	47,400																						支給平均額は30年度予算に計上した単価により記入
富山県	小矢部市						○	22,320							○	47,400																						
富山県	南砺市						○	22,320							○	47,400																						支給平均額は平成29年度の実績額により記入
富山県	射水市						○	3,000							○	47,400																						平均支給額については、平成30年度予算に計上した単価である。
富山県	舟橋村						○	22,320							○	47,400											○	56670										
富山県	上市町						○	22,320							○	47,400																						学用品費：1年生20,090円、2年生～22,320円
富山県	立山町						○	26,500							○	47,400																						支給平均額は29年度の実績を基に記入したもの。
富山県	入善町						○	22,320							○	47,400		○	0								○	80000									・修学旅行費の支給平均額については平成30年度予算計上単価 ・通学費の支給平均額については平成29年度実績額	
富山県	朝日町						○	22,320							○	47,400																						支給平均額は30年度予算に計上した単価を記載。

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足			
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるものすべてに○）											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組				
該当団体数	15	2	2	1	1	3	1	9	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	2	2	0	
富山県	富山市							○																
富山県	高岡市	○																						
富山県	魚津市					○											○							
富山県	水見市						○																	
富山県	滑川市							○																
富山県	黒部市							○																
富山県	砺波市							○										○						
富山県	小矢部市	○			○	○																		
富山県	南砺市							○																
富山県	射水市							○																
富山県	舟橋村							○																
富山県	上市町		○												○									
富山県	立山町							○																
富山県	入善町		○	○		○								○		○								新小学1年生の保護者に対し、入学祝金（10千円/人）を支給。
富山県	朝日町							○						○										カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・新入学生体操購入支援や中学校給食費全額無償化を実施する等。 高小生世代までの子どもの保険医療費自己負担分全額助成事業の実施。